

## 議第53号

京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の一部を改正  
する条例

京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の一部を次のように改  
正する。

第6条各号列記以外の部分中「法第3章の規定が適用されるに至った際」  
を「建築基準法施行規則（以下「省令」という。）第9条の規定による申請  
の際現に存在している道のうち、適用時（建築基準法の一部を改正する法  
律（平成10年法律第100号）第2条の規定の施行の時をいう。）に」に、「4  
メートル未満の袋路状の道（その一端のみが道路に接続した道をいう。）を  
拡幅した場合の」を「の道（法第42条第1項第5号の規定による指定に係る  
幅員が4メートル以上のものに限る。）に係る」に改め、同条第1号及び第  
2号を次のように改める。

- (1) 袋路状の道（その一端のみが道路に接続した道をいう。以下同じ。）  
にあつては、省令第9条の規定による申請の際現に幅員が4メートル以  
上であること。ただし、市長が避難及び通行の安全上支障がないと認め  
たときは、この限りでない。
- (2) 幅員6メートル未満の袋路状の道にあつては、次の基準に適合してい  
ること。ただし、市長が避難及び通行の安全上支障がないと認めたとき

は、この限りでない。

ア 延長が70メートル以下であること。

イ 延長が35メートルを超えるときは、終端及び区間35メートル以内ごとに省令第9条の規定による申請の際現に令第144条の4第1項第1号ハに規定する国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられていること。

第6条第3号中「及び第7号から」を「第7号、第9号及び」に改め、「まで」を削り、「前条第1号及び第2号」を「前条第2号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 令第144条の4第1項第4号に掲げる基準に適合していること。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 提案理由

建築基準法第42条第1項第5号の規定により市長が位置の指定をする道について、建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準と異なる基準として定めているものを変更する必要があるので提案する。